

上海銀錢業の票拠交換制度

その他（別言語等） のタイトル	The Clearing System in Shanghai
著者	三木 毅
雑誌名	室蘭工業大学研究報告
巻	1
号	5
ページ	795-806
発行年	1954-12-20
URL	http://hdl.handle.net/10258/3049

上海銀錢業の票拋交換制度

三 木 毅

The Clearing System in Shanghai

Takeshi Miki

Abstract

Let me explain the clearing system in Shanghai, Republic of China around 1935.

The clearing house was originally established by banks to simplify and facilitate the change of their claims as checks, drafts, bills and notes. Modern clearing house exercises, in addition to the principal function of clearing, secondary function as rendering assistance to members, fixing the rates of interest on deposits, fixing the rates of exchange and charges on collections, gathering credit data for members and publishing statements relative to clearings and condition of member banks etc. The clearing house in Shanghai, however, was unbecoming to an organization to do its functions effectively on the whole. It was the most important or essential defect that the clearing system was not unificative. In Shanghai there were three clearing houses which belonged exclusively to the group of Chinese Native Banks, Foreign Banks and Chinese Commercial Banks and each of them carried out the settlement of own claims. Therefore, one of the member banks belonging to one group used to entrust another with clearing. The acting method of clearing was not so complex but to make the trustor to pay many sacrifices; the trustor had to have in his agency a deposit, for example, what Chinese commercial Banks had in Chinese Native Banks amounted to about eighty million Tael in 1933. It may be said in this connection that the average funds were only about five hundred thousand Tael in the same year.

What was the real cause of such a disunion?

It will answer the above-mentioned question that the three groups of banks were respectively under the control of Feudal Powers, Foreign Powers and Racial Capitalist Powers in China. In conclusion, such a result was the reflection of the reality that the social characteristic of China was colonial, semicolonial and semifeudal.

I 開 題

小論は所謂外灘を中心とする上海銀錢業の票拋（手形）交換制度を観察したものである。票拋交換制度を考察の対象とし、これを上海の銀錢業にかぎつたのは、中国経済の資本主義的性格が金融資本において特異の表現をとり、又上海を除外して中国金融に論及しえない事情によるものである。なお考察の期間を一八四二年から一九三五年においたが、これはこの時期に票

抛交換制度が中国経済の性格にふさわしい成熟をとげたものと考えたからである。

II 上海流通の票抛

(a) 上海の金融市場に流通する票抛(手形)は、発行機関によつて銭荘票抛、(支票、滙票、荘票)および銀行票抛(支票、滙票、本票)、票抛の性質によつて支票(小切手)、滙票(送金為替)および荘票又は本票(約束手形)、貨幣の種類によつて滙劃票抛および劃頭票抛、貨幣の単位によつて銀兩票抛および銀元票抛等に区分される。¹

(b) 支票の使用は殆んど普及していない。商家が預金銭荘にむけて支票を切り荘票と交換することを棹票というが、銭荘においては支票の本来的使用よりも棹票のための使用が多い状態である。

(c) 為替業務は古来から銭荘の重要な業務の一であり、滙票の使用はかなり流行している。²

(d) 銀行本票の市場流通は微々たるもので、割引も実際にはあまり行われていない。これは中央銀行の再割引が行われない事情によるが、最大の原因は銭荘票の盛んな流通にある。³

(e) 荘票は銀行本票と略々性質が同じく、顧客の要求によつて振出す無記名証券である。顧客が荘票の発行を要求する場合、予め銭荘に準備金を設定しておかねばならない。しかし準備となるものは顧客の預金であり、棹票の方法が行われるが、銭荘の放資は主として対人信用であるから、実質的には取引実績によつて無準備発行が行われうる。

荘票の形式は各荘によつて若干の相違はあるが次の如きものである。票面中央に金額、右に荘票番号、左に返金期日を記載する。片票との切取線上に割印、中央金額の上に荘印および左上に発行年が捺印される。この外右下に「滙劃雙力兩点鐘後明日照解」の文章が記される。滙劃雙力は銭荘と他業種間の票抛授受(銭荘同業間であれば単力)を意味し、兩点鐘後、明日照解は当票抛が午後二時過ぎは授受できず、翌日現金化することを示すものである。⁴ 荘票の期限

4 荘票の形式を示せば



- 1 王文鈞：上海票抛清算制度，方顯延編輯，
中国經濟研究，(下) P. 810.
- 2 王文鈞：前掲書，P. 811.
馬寅初：中華銀行論，P. 336.
楊蔭溥：中国金融論，P. 237—244.
- 3 馬寅初：前掲書，P. 351.

※ 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十を中国文字では
一、二、三、四、五、六、七、八、九、十と示す

(楊蔭溥：前掲書，P. 229)

には五日、七日、十日の三種があり、十日以上をでるものはない。票面金額は最低十兩、時として六、七兩のものもあるが、最高限度はない。莊票發行額について統計が少く詳かでないが一九一九年上海錢莊の莊票發行数は一家平均一万枚、票面総額一千五百万兩から三千五百万兩で平均二千万兩、合計十六、七億万兩といわれている。⁵

莊票は銀行券に勝る權威ある信用手段であり、流通票拋中最も有力なものであつて、中国商工界はもとより外国銀行、外商等に広く流通し、銀行本票の遠く及ぶところではなかつた。錢莊が無限責任組織であり、又幫、聯の相互扶助に支えられ債権者に対する保証が鞏固であると共に、莊票は錢莊の第一債務であること、幣制紊乱により流通手段として莊票の信用が高まつたこと、荷為替に代つて莊票が使用されたこと、滙劃總會による莊票交換制度が整備されたこと等によつて莊票流通が推広されたものである。⁶

(f) 莊票を含め錢莊の票拋を一括して滙劃票拋と呼ぶが、滙劃票拋の特徴は「凡收解銀兩其票拋上蓋有(滙劃)字樣之図章如当日持票取現概隔次日照付」⁷とあるやうに、票面に必ず滙劃の字句が記され、期日到来又は持参の翌日現金化されるところにある。滙劃票拋は銀錢兩業に使用されるが、もともと錢莊の専用票拋であるため、「同業銀子」の称がある。

(g) 外国銀行使用の票拋を一括して劃頭票拋と呼び、外国銀行団を外灘銀行と総称するところから、「外灘銀子」ともいう。

(h) 中国新式銀行は古来の慣行に従い滙劃票拋を使用したのであつたが、一九一七年以来中国交通、通商、江蘇の諸行が劃頭票拋を専用し、浙江興業、浙江実業、上海、大孚、四明、金城大陸、中南、中国農工、塩業、東西、広東の諸行は滙劃、劃頭兩票拋を併用している。⁸

滙劃票拋は滙劃總會、劃頭票拋は滙豐銀行の交換に付され、これらの票拋は、廢兩改元前、滙劃銀兩および銀元、劃頭銀兩および銀元の四種があつた。銀行票拋交換所開設以後、中国新式銀行間往來の票拋は、当交換所で交換されることとなつたが、市面に則して銀元、銀兩四票拋を共に取扱ひ、廢兩改元時は、七一五の公定比價によつて、元、兩票拋を交換した。⁹ 随つて廢兩改元以後交換票拋の貨幣種類は、銀元および滙劃銀元の兩種となつた。

Ⅲ 上海票拋交換所の分立

(a) 王承志はいう「われわれが中国金融の特殊性を考察するに當つて、しばしば幾多の困難に

5 楊蔭溥：前掲書，P. 230.

上海市錢業業規，第四十一條。

6 楊蔭溥：前掲書，PP. 232—233.

馬寅初：前掲書，P. 351.

7 上海市錢業業規，第十六條。

8 楊蔭溥：前掲書，P. 255.

9 元兩の交換比率を示せば

每銀本位幣一兩 = 上海銀兩 (純銀) 0.6992305

加 鑄 費 = 上海銀兩 (純銀) 0.0157327

每銀本位幣一兩 = 上海銀兩 (純銀) 0.715

{ 民國二十二年(一九三三年)三月二日廢兩改元令 }

遭遇する。中国の金融業は秩序整然とした有機体ではなく、その内部に極めて複雑かつ畸形的な要素を含んでいるからである」¹⁰と。この中国金融の複雑、畸形的要素は、中国金融界における銭荘、外国銀行および中国新式銀行の集団勢力の割拠性に胚胎するものであつて、馬寅初も中国金融における流弊百出の原因を、これら三集団の不統一性に帰せしめている。¹¹

上海における票拠交換機関の分立は、その母体たる金融業の不統一性に根ざすものであつて其処における票拠交換制度はかかる関係から産出された畸型児に外ならない。

上海銭業同業公会滙劃總會、外灘滙豊銀行および上海銀行業同業公会聯合準備委員会票拠交換所は、それぞれ銭荘、外国銀行および中国新式銀行の各集団に専属する票拠交換機関である。

(b) 中国における票拠交換制度はすでに清朝末葉光緒年間の莊票交換に始まるといわれるが、これが滙劃總會における票拠交換方式の濫觴をなすものである。滙劃總會の交換銭荘は、上海銭業同業公会の会員（これを入園荘という）である滙劃荘に限られ、他の未入園小荘および中国新式銀行は入園荘に代理交換を委託することとなつている。銭業同業公会への入会は、特区に属するものは六百五十元、南市に属するものは一百九十五元の入会費を納め許可されるが、この外入園荘は特区一百元、南市五十元の年費を納め、一九三二年上海銭業聯合準備庫設置後は同庫に交換尻決済のため当座勘定を開立する。¹²

滙劃荘の支票、および荘票を総称して滙劃票拠といい、この滙劃票拠の専用交換機関が滙劃總會であり、光緒十六年(一八九〇年)創設されたといわれる。滙劃票拠、就中荘票は清朝時代から流通し、上海における流通票拠の大宗をなすものであつた。随つて滙劃票拠の交換機関である滙劃總會は、上海票拠交換機関中最も権威ある存在であつた。

(c) 外国銀行の支票、滙票および本票を劃頭票拠というが、この集中交換機関が滙豊銀行である。滙豊銀行の交換に加入する銀行は、俗に外灘銀行と呼ばれる滙豊、麦加利、花旗、横浜正金、東方滙理、有利、荷蘭、徳華、華比、台湾、三井、三菱、住友、朝鮮、大英、大通、安達の外銀と劃頭票拠使用の中央、中国、交通、通商、江蘇の中国新式銀行である。

会員外の銭荘および中国新式銀行は、外灘銀行に代理交換を委託しなければならない。

一九三三年まで中国新式銀行は独自の票拠交換機関をもたず、しかも滙劃票拠を専用していたものであるから、票拠交換はあげて銭荘の代理交換に委託せざるをえない状況にあつた。中国新式銀行は当初古来の金融慣行に従い滙劃票拠を使用したのであるが、銀行本票の流通が普及せず、信用取引上荘票の流通性に依存せざるをえないこととなり、滙劃票拠の使用はすでに慣行上の形式を離れて制度的なものとなつた。しかし一九一七年中国銀行が劃頭票拠を使用し

10 王承志：中国金融資本論，P. 1—2.

11 馬寅初：中国銀行論，P. 361—362.

12 上海市銭業同業公会章程，第一条，第五条，第三十二—三十三条。
上海銭業聯合準備庫章程，第七条，第十一条。

はじめ、前記の中央、交通、通商、江蘇の諸行がこれに同調し、その後中国新式銀行中、錢莊に依存するものは滙劃票換を滙劃總會に、外国銀行に依存するものは劃頭票換を滙豐銀行にそれぞれ代理交換を委託することになっていたのである。¹³

代理交換の手続は極めて複雑な上に、委託銀行は代理銀行に預金（これを頭欄又は頭存という）をもたねばならない。銀行票換交換所開設以前、錢莊における中国新式銀行の頭欄は七、八千万兩に達したといわれる。当時一流錢莊の平均資力は四、五十万兩であり、これからして七、八千万兩の資力のもつ意義と、委託銀行の負担がいかにかに大きいものであつたかを知ることができるのである。¹⁴

(d) 銀行票換交換所の開設は一九三三年であるが、設立の計画はすでに一九二二年以来数回にわたり上海銀行業同業公会によつて行われている。一九二二年同業公会は票換交換所準備委員会を組織し章程三十条を草定した。ついで一九二四年同業公会の新屋落成まで中国銀行を暫定交換所とする上海銀行業同業公会票換交換所臨時辦法を決定したが、交通銀行が中国銀行と同様の転帳（振替）権利を主張して実施にいたらなかつた。¹⁵ 一九二五年公会の新厦が落成、交換所準備庫等の設備が完成し、章程二十二条が議決され翌一九二六年前記臨時辦法を改正し、中国交通兩行の合組による交換暫行辦法が復議されたがいづれも実施されず廃案となつた。一九二八年中央銀行が開設し、交換所成立の最も大きな障碍であつた中国、交通兩行の角逐が解消した。一九二九年票換法公佈され、一九三三年上海事変の金融恐慌による資力培養の必要から上海銀行業同業公会聯合準備委員会が成立し、漸く同年一月十日同委員会の推進によつて票換交換所開設の運びとなつたのである。¹⁶

銀行票換交換所の交換銀行は銀行業同業公会加盟の銀行であるが、新加入銀行は營業実績二年以上、交換銀行二家以上の紹介を必要とし、交換加入費は一千元、五百元、三百元の三種および保証金三万元、二万元、一万元の三種の中、各銀行の資力に応じてそれぞれ一種を選択、納付することとなつている。¹⁷

一九三三年（三月一日）はあたかも廢兩改元令の実施された年であつた。廢兩改元前は票換も兩元の兩単位があり、錢莊および外灘銀行は銀兩票換を、中国新式銀行は銀元票換を使用していたのであるが、廢兩改元によつて中国新式銀行の業務が推广され、票換交換制度統一上絶好の機会にめぐまれたものである。しかしこの改革によつて劃頭票換の交換中心が滙豐銀行から銀行票換交換所に移つたものの、銀行票換交換所の交換に付される滙劃票換は中国新式銀行間に往来するものに限られ、他は依然として滙劃總會の交換に委ねられ、上海錢業同業公会聯

13 楊蔭溥：中国金融論，P. 231.

14 馬寅初：中華銀行論，P. 336.

馬寅初：中国金融制度之欠点與其改革方案，申報月刊，第三卷，第一号。

15 王文鈞：上海之票換清算制度，方顯延編輯，中国經濟研究，(下)，P. 816.

16 楊蔭溥：前掲書，P. 265.

17 上海銀行業同業公会聯合準備委員会票換交換章程，第二条，第五～六条。

合準備庫の成立以後、錢莊は銀行票拋交換所における代理交換方式から完全に離脱するにいたつたのである。¹⁸

銀行票拋交換所設立の目的は、交換制度を一元化することでなければならない。随つて銀行票拋交換所の性格は超集团的でなければならないはずであつた。ところが銀行票拋交換所は中国新式銀行の専用機関となり、錢莊その他の金融業を差別視して代理交換制度を踏用したため他の交換機関との対立を深め、一元化はおろか、上海票拋交換は原有の滙劃總會および外灘銀行に新設の銀行票拋交換所を加えて、ここに三角関係を形成することとなつたのである。¹⁹

Ⅳ 上海票拋交換の實際方式

(a) 上海錢業同業公會滙劃總會の票拋交換方式は「入会同業收付銀兩在五百兩以上銀元在五百元以上均取公單当晚至總會彙總多憑總會劃條向收缺憑總會劃條照解」と規定される、一般に軌公單制といわれるものである。²⁰

これによれば軌公單制は、㊦票面總額五百兩(元)以上について公單授受、㊧公單の交換および劃條の發行、㊨劃條による交換戻の決済の三手続を内容とするが、この外に、㊩五百兩(元)以下の端數(尾銀數という)の決済があり、これら四手続が軌公單制の全容をなすものである。この㊦の手続を「送銀票」といい、毎日午後二時過ぎ行われる。㊨の手続が所謂「軌公單」であり、毎日午後七時過ぎ滙劃總會において行われる。²¹

例をあげてこれを明かにしよう。

某日甲莊、乙莊の票拋十枚、票面總額十四万一千三百五十兩を受入れる。午後二時後、甲莊これを乙莊に持參、乙莊この票拋の正否をたしかめ(これを驗票又は照票という)、公單十四万一千兩を振出し、甲莊に手交する。

同日乙莊、甲莊の票拋十六枚、票面總額十三万四千二百五十兩、丙莊の票拋八枚、票面總額十五万五千六百兩を受入れる。

同日丙莊、乙莊の票拋十一枚、票面總額十三万八千八百五十兩を受入れる。

午後二時後、前述同様の手続を経て、乙莊は甲莊公單十三万四千兩および丙莊公單十五万五千五百兩を、丙莊は乙莊公單十三万八千五百兩を受取る。

午後七時、滙劃總會における公單交換の結果、乙莊は甲莊に七千兩、丙莊に三千兩の交換戻のあることが明かとなる。滙劃總會は劃條をもつて各莊にこの旨を通告する。

18 馬寅初：中華銀行論，P. 337.

王文鈞：前掲書，P. 812.

19 馬寅初：中国金融制度之欠点與其改革方案，申報月刊，第三卷，第一号。

王文鈞：前掲書，P. 813.

20 上海錢業營業規則，第二十條。

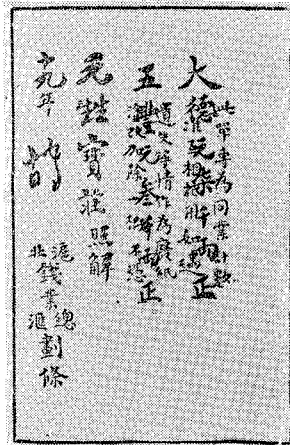
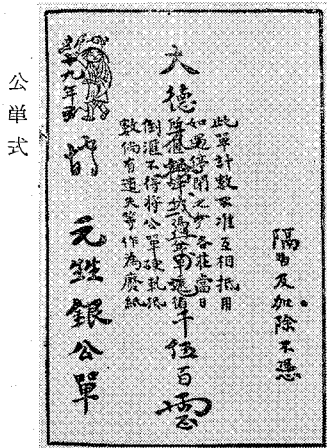
21 王文鈞：上海之票拋清算制度，方顯延編輯，中国经济研究，(下)，P. 812.

楊蔭溥：中国金融論，P. 257.

割条は交換尻に対する通知書であつて、この通告に従い翌日現金決済が行われるのである。²² 現金決済によらない場合は、拆票又は拆借といわれる所謂コール・マネーの方法がとられ、折息（加水ともいわれ、利子の意味である）が商議される。しかし交換尻の有無およびその金額は送銀票の折に判明しているのだから、軌公単以前にあらかじめ拆票が契約され、この分について公単が授受され、随つて実際には軌公単は平衡となり割条の発行は行われないのが普通である。加水は毎千両一銭から一銭二、三分、毎千元最大七角となつている。²³

五百両(元)以下の尾数銀は各荘において暫時記帳され、旧曆（一九三〇年以後は新曆）毎月二日、十六日の両日、錢業同業公会内における各荘提出の票現基金（尾数銀決済基金）によつて一括清整されるものである。一九二四年までは尾数銀差額（前例によれば、甲荘から乙荘え二百五十両、乙荘から甲荘え三百五十両、その差額乙荘受取り百四十五両、および乙荘から丙荘え五十両、丙荘から乙荘百兩その差額丙荘受取り五十兩）について毎日現金によつて決済されていたのであるが、たまたま永豊錢荘の事務員が路上で決済用の現金を強奪される事件が起り、一九二五年各入園荘は一万兩づつ公会に提出し票現基金を開立、現金決済にかえたのである。一九二六年衍豊荘の倒産によつて票拋恐慌が起り、尾数銀が各家基金を超過すること一万二千兩余となり、このため一九二七年前述の二日、十六日の両日に分割決済することとし、尾数差額の累積を警告し、基金内決済を慫慂したのである。一九二八年各家基金一万兩を三万兩に増額し、基金総額は三百四十九万兩に達したといわれている。²⁴

22 公単および条割の形式を示せば



(楊蔭溥：前掲書，P. 260)

23 上海市錢業同業公會會員協約，第三條。
楊蔭溥：前掲書，P. 99.

24 楊蔭溥：前掲書，P. 260.

代理交換における軋公単は、入園荘相互間のそれと異るところはないが、送銀票にいたる手続が極めて繁雑である。

某日甲銀行、丙荘の票抛一枚一万兩を受入れる。甲銀行これを代理荘乙荘に送る。乙荘午後二時後これを丙荘に持参し、照票の後丙荘公単一万兩を受取り、午後七時後總會において清算する。このとき乙荘は甲銀行当座勘定の貸方に一万兩を記入する。

某日丙荘、甲銀行の票抛一枚二万五千二百兩を受入れる。丙荘これを甲銀行に送る。甲銀行驗票の後丙荘に割条（小切手の一種で持参人に対する一覽払の手形）二万五千兩を与え、丙荘これを甲銀行の代理荘乙荘に持参する。乙荘これを甲銀行に提示、甲銀行照票して回単（受取証）を乙荘に手交し、乙荘これに従つて公単二万五千兩を丙荘に振出し、同時に甲銀行当座勘定借方に二万五千兩を記入する。²⁵

某日甲銀行、丁銀行の票抛一枚一萬元を受入れる。甲銀行これを丁銀行に提示、丁銀行割条一萬元を受取り代理荘乙荘に与え、乙荘これを丁銀行代理荘丙荘に送る。丙荘これを丁銀行に提示、丁銀行の回単を受領し、これによつて公單一萬元を振出し丙荘に与え、他方丁銀行当座勘定借方に一萬元を記入する。乙荘は丙荘公單一萬元を受取り總會の軋公単に付し、他方甲銀行当座勘定貸方に一萬元を記入する。こうして委託銀行甲、丁兩行の貸借関係は代理荘乙、丙兩荘の貸借関係に変わり、甲、乙および丙、丁はそれぞれの当座勘定により、乙、丙は滙割總會における軋公単によつて貸借を清整したわけである。

上述のやうに滙割總會の軋公単制は極めて複雑な手続を必要とし、しかも總會における軋公単は、交換の全過程からすればその一部分に過ぎない。交換の主要部分であり實質的交換を構成する送銀票、交換尻および尾数銀の清算はいつでも場外取引であり、公単授受の錢荘が数十家に及ぶのが普通であるから、そのための時間と人力の浪費は計りしれないものがあつた。

一九三二年上海錢業聯合準備庫が設立され、交換尻が当準備庫における各荘当座勘定によつて集中決済されることになり、多少手続上の繁雑さが是正された。なお總會における票抛交換について依拠すべき単一の法規がなく、上海錢業業規等の關係条項を適用するのであるが、この適用が往々各荘の慣行によつてゆがめられ、無用の手続をうみ、交換能率を著しく低下させることとなつている。

しかし軋公単制の最も大きな缺陷は代理交換にある。委託銀錢業は代理荘に票力（手数料）を支払われなければならない。票力は兩について毎千兩単力七分、雙力一錢四分、元について毎千元最低一角となつている。又委託銀錢業は代理荘に当座勘定をもたねばならず、銀行が錢荘にもつ預金額は七、八千万兩を下らず、銀行票抛交換所開辦後においても、なお、三、四千万兩の巨額に達したといわれている。銀行準備金の浪費はもとより、銀行のうける預金利子と貸付利

²⁵ 王文鈞：前掲書，P.813—814.

子との差額収削も大きなものであつたと考えられる。当時錢莊と中国新式銀行との預金構成は六対四の割合であり、錢莊の実質的資力は遙かに中国新式銀行を凌駕するものであつた。このやうな事情から商家は錢莊折息に追随し、上海折息市場は錢莊の操縦するところとなつていたのである。²⁶

(b) 劃頭票拠の交換は滙豊銀行において行われるが、これに参加する銀行は外灘銀行と中国、中央、交通、通商、江蘇等の中国新式銀行である。

某日甲銀行、乙銀行の票拠一枚五千兩を受入れる。甲銀行これを乙銀行に提示、乙銀行この票拠によつて暫時劃条（小劃条）五千兩を甲銀行に振出し、同時に滙豊銀行劃条（大劃条）を滙豊銀行から受入れ、甲銀行に与え先の小劃条と交換する。甲銀行は終業後大劃条を集計し横帳（大横帳）（一覧表）を添えて滙豊銀行に送り交換する。交換戻は滙豊銀行における各銀行開立の当座勘定の転帳によつて清整する。

代理交換は滙劃票拠の場合と同様可成り手続きが複雑である。

某日甲莊、外灘乙銀行に一万兩の債務が発生した。この場合甲莊は代理莊丙銀行に開立する当座勘定によつて支票一万兩を振出し乙銀行に与えるという方法は行われぬ。甲莊、丙銀行に対し支票一万兩を振出し、丙銀行の小劃条一万兩と交換して乙銀行に与える。乙銀行、小劃条を大劃条にかえ滙豊銀行の交換に付する。

某日甲莊、外灘乙銀行票拠一枚一万兩を受入れる。甲莊これを乙銀行に提示、乙銀行驗票の後小劃条一万兩を甲莊に与える。甲莊これを代理銀行丙銀行に送る。原則として委託銀錢業は毎日終業後受取つた小劃条を整理し横帳（小横帳）を添附して代理銀行に送り、その回單を査収することとなつている。丙銀行、小劃条を大劃条にかえ滙豊銀行の交換に付する。他方丙銀行は甲莊当座勘定の借方に一万兩を記入する。

委託銀錢業は代理銀行に必ず当座勘定を開立しなければならないが無頭存の場合も實質的には劃頭票拠の交換ができる。

某日甲莊、滙豊銀行に十万兩の債務が生じる。甲莊は外灘いづれの銀行にも頭存をもたない。たまたま乙莊、正金銀行の票拠三萬兩、丙莊、花旗銀行の票拠七萬兩を受入れる。乙、丙兩莊が外灘銀行に対する債権を甲莊に譲渡すれば、甲莊はこれによつて外灘銀行への債務を清算することができる。すなわち票拠市場において、甲莊および乙、丙兩莊間に加水が商談される。この取引が「劃頭交易」である。甲莊が公單十萬兩を發行し乙莊に三萬兩、丙莊七萬兩を手交して劃頭票拠を取得する。各莊は關係外灘銀行に劃条をもつてこの旨を通知する。劃頭交易は劃頭票拠と滙劃票拠との交換であるが、劃頭票拠は当日付現であり、滙劃票拠は次日照解である

26 馬寅初：中華銀行論，P. 336. P. 368.

から、この取引で乙、丙両荘は一日の利子を失うことになる。このため甲荘は乙、丙両荘に一日分の利子を支払わねばならない。これが加水（この場合は劃頭加水）である。²⁷ 劃頭加水は毎千両一銭から一銭二、三分、毎千元最高七角となつている。しかし上述の無頭存交易は三家に限られ、いづれにせよ正常の代理交換には頭存が必要である。劃頭、滙劃両票拋を併用する銀行は錢莊、外灘銀行の双方に預金をもたねばならず犠牲が増加することになつてゐるのである。²⁸

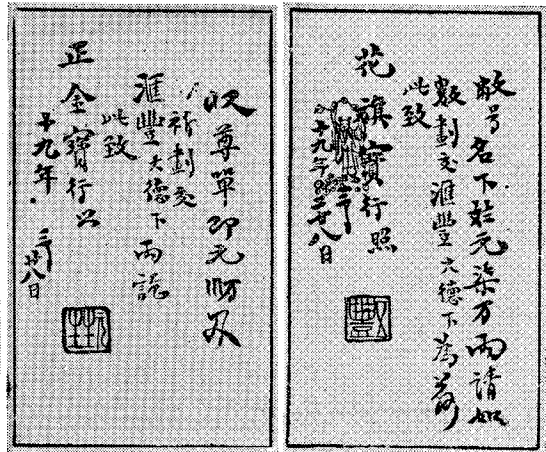
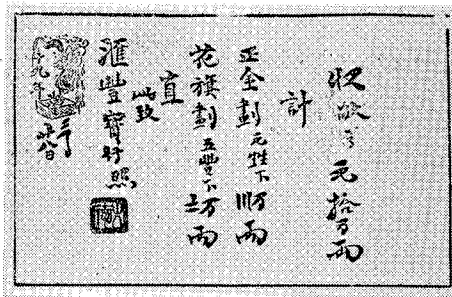
既に闡説するやうに、廢兩改元以後外灘銀行往來の劃頭銀兩は中国新式銀行往來の劃頭銀元に変換されるところとなり、随つて劃頭票拋の交換総枢は滙豐銀行から銀行票拋交換所に移ることとなつてゐる。

(c) 一九二二年銀行票拋交換所の開設によつて、中国新式銀行は漸く代理交換方式からぬけることができた。当所の交換方式は大體イギリスの制度にならつて作られたものといわれ、滙劃總會の軋公単制に比較してはるかに簡略である。²⁹

銀行票拋交換所の交換銀行は上海銀行業同業公会加盟の銀行である。交換銀行は交換尻決済のため当所に銀行票拋について銀元当座預金および滙劃銀元票拋について滙劃銀元当座勘定を開立する。³⁰

交換所の交換は日曜、休日を除き毎日午後一時からと午後三時三十分から二回行われる。しかし華商証券交易所の開会日は票拋交易が輻輳するため、午後四時四十五分から第三次交換を追加する。なお土曜日の第二次交換は滙劃銀元に限つて行われる。³¹

27 劃条の形式を示せば



(楊蔭溥：前掲書，P. 264)

28 上海錢業同業公會會員協約，第八條。

楊蔭溥：前掲書，P. 99。

29 王文鈞：前掲書，P. 819。

30 上海銀行業同業公會聯合準備委員會票拋交換章程，第三條，第五條，第六條，第二十一條。

31 前掲章程，第十七條。

王文鈞：前掲書，P. 819。

交換銀行は行内において受入票拋の各票面に「某銀行某月某日交換」の注印を捺し、銀行別貨幣種類別に票拋枚数、票面額を提出票拋通知単に、票拋総数、票面総額を交換差額計算表の貸方および第一報告単にそれぞれ記入し、票拋と一括して伝送員、計算員を付し交換所に送る。³²

交換所に到着後計算員は第一報告単を所内の総結算員に手交、総結算員はこれにもとづき票拋総数、票面総額を甲種交換差額結算表の貸方に転記する。提出票拋は伝送員によつて相手方の計算員に交付され、計算員は提出票拋通知単と照合の後、票拋を自行に回送、同時にこの票拋数、票面額を交換差額計算表の借方に記入する。交換終了後、交換差額計算表の貸借計およびその差額を第二報告単に記載、総結算員に送る。総結算員はこれにもとづき甲種交換差額結算の借方および差額欄に転記、貸借総数および交換差額総数を算出する。³³

第二次交換の総括は乙種交換差額結算表に集計されるが、これに甲種交換差額結算表の諸項目を合算、全日の貸借総計および交換尻総額が算出され、交換銀行の交換尻が確定する。交換尻は毎日銀元当座勘定について午後五時前、滙劃銀元当座勘定について午後四時前、隨時決済される。交換銀行は交換差額転帳申請書を作製、所中の総計算員はこれを乙種交換差額結算表に照合し、転帳の後転帳証明書を与える。³⁴

もしも交換銀行が自行開立の当座預金残高で交換尻を決済しえない場合は、次の方式によつてこれを補足する。銀元当座勘定に関しては当日午後五時前聯合準備委員会公単によつて同委員会から拆票し補足する。滙劃銀元当座勘定に付いては当日午後四時前当銀元座勘定残高を担保として委員会から拆票して補足するか、又は交換銀行相互間で拆票を行い補足し、これを聯合準備委員会に通知、転帳を行う。補足をおこたつた場合は違反行違として交換票拋の撤回が行われるか、又は補足額を保証金によつて処理転帳され繰戻がさけられる仕組となつている。違反銀行に対しては交換停止が宣告される。³⁵

先に伝送員によつて回送された自行振出しの票拋は台帳によつて審査される。不正票拋については支払い拒絶（退票という）が行われる。当日午後六時前、退票理由単を原票拋に添附して委員会を経由元提出銀行に返還する。退票の元提出銀行は直ちに退票票面額について退票転帳申請書を作製、委員会に送り転帳の手続をとらねばならない。違反銀行に対しては補足の場合と同様の処置と罰則が適用される。³⁶

銀行業同業公会加盟外の銀行、信託会社および錢莊は代理交換を委託するのであるが、会員と同じく二年以上の營業実績をもち、会員と同額の入会金および保証金を納付し、代理銀行に銀元、滙劃銀元両種の当座勘定を開立しなければならない。

委託錢莊又は銀行から提出された票拋は、委託錢莊又は銀行の名称が裏書き又は捺印される外は、会員銀行の提出票拋と同様「某銀行某月某日交換」の注印が押され、交換所の交換に送

32 上海銀行業同業公会聯合準備委員会票拋交換所辦事細則、第四條一第六條。

33 前掲細則、第九條～第十四條。

34 前掲細則、第十五條～第十六條。

35 前掲章程、第二十四條～第二十五條。

36 前掲章程、第二十八條～第三十條。

られる。代理銀行は委託銀錢業の票枚数、票面額を計算、月末交換所に報告する。交換所は代理銀行の当座勘定によつて清算されるが、預金残高によつて調整できない場合は、当日銀元に関して午後五時前、滙劃銀元については午後四時前拆票によつて補足しなければならない。補足違反については会員銀行と同様の処置と罰則が適用される。退票手続およびその違反処置罰則も同様である。³⁷

銀行票交換方式は軌公単制に比べて簡単であり、代理交換においても極力委託銀錢業の負担軽減を計り、入会金、保証金、当座預金等については会員同等の取扱いを行つてをり、これらの諸点に関してはたしかに進歩的であるといえる。しかし他集団銀行に対して代理交換制度を採用したことは、他の銀錢業との対立を意識の上に置き、統一性を欠くものであつて、交換制度の一元化が期待される折柄まことに時宜をえないものとなつていのである。

V 結 語

票交換所は銀行が日日受入れた他銀行を支払い場所とする票枚をもちより交換し相互の貸借を相殺し、直接現金の授受に代え、現金取引の手数、費用および危険を省くため組織するものであるが、これら票交換の基本的職能の外に、貨幣利子の確定、信用資料の蒐集、情報交換等所謂銀行の *common welfare* に関する諸問題に対して統一的手段を提供する職責をもつものである。然し上述明かな如く上海票交換機関は必ずしもこれらの職能を果すにふさわしい性格をもつものではない。そのよつて来る重要な、しかも本質的な原因は票交換制度の不統一性であり、このやうな不統一の状態をもたらしたものは中国の変則的資本主義制に外ならない。

中国金融市場における原有勢力は錢莊を中心とする封建的勢力であるが、一八四二年開口以来在華銀行を中核とする外国勢力が中国に扶植した勢力網は極めて広くかつ深いものがある。

外国勢力は中国経済を独占し、いかなる新興勢力の発展をも締出してしまふ性格をもつものであつた。外国勢力は民族資本家勢力を圧倒し、封建勢力を温存する結果となり、このため中国経済の資本主義的発展は甚だしく変則的な様相をもつものとなつたのである。

中国経済の独立と金融の自主性を恢復するためには、民族資本家勢力がまず封建勢力および外国支配勢力から解放されることがなければならない。

票交換制度の統一も、結局はこれを産み出したた経済的社会的環境を整理することなくしては不可能である。

章乃器は「貨幣問題は中国の一重要問題であるが、しかし中国の基本問題ではない。中国の基本問題は民族的解放問題である」³⁸ と述べているが、まことに至言といわねばならない。

(昭和29年6月18日受付)

37 前掲章程、第三十五～四十六条。

38 章乃器：幣制改革後金融政策之重估，東方雜誌，第三十三卷，第一号。